

平成21年3月31日以降
雇用保険制度が変更されました！！

労務・法務部
杉本 美樹

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、雇用保険制度のセーフティネット機能及び失業者に対する再就職支援機能の強化をするため、雇用保険制度の改正が行われました。

今回の改正点は概ね以下のとおりです。

1. 雇用保険の適用範囲の拡大

短時間就労者及び派遣労働者の雇用保険の適用基準が以下のとおり緩和されました。

【旧】 ● 1年以上の雇用の見込みがあること



【新】 ● 6か月以上の雇用見込みがあること

* 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であることは変更ありません。

- 平成21年4月1日以降に、改正後の適用基準を満たす労働者を雇い入れた場合には当該労働者に係る雇用保険被保険者資格取得届を管轄の公共職業安定所に提出する必要があります。
- また、平成21年4月1日より前から勤務している労働者であっても、上記の緩和が行われたことにより、平成21年4月1日以降、適用基準を満たすこととなった場合には、当該労働者に係る雇用保険被保険者資格取得届を管轄の公共職業安定所に提出する必要があります。

2. 雇止めとなった非正規労働者に対する基本手当の受給資格要件の緩和と所定給付日数の拡充

- 労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者については、通常、基本手当の受給資格要件として離職日以前2年間被保険者期間が通算して12か月以上必要のところ、離職日以前の1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あれば受給資格要件を満たすことになりました。
- また、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことによる離職者は、基本手当の所定給付日数が特定受給資格者（会社の都合等で退職した人）と同様に手厚くなりました。

3. 再就職が困難な方に対する給付日数の延長

- 解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長されることになりました。
(例えば、所定給付日数が90日の場合→150日)

4. 雇用保険料率の引き下げ

失業等給付に係る雇用保険料率が、平成21年度に限り、0.4%引き下げられました（一般の事業の場合1.2%→0.8%を労使折半）

*この他、事業主の方は雇用保険二事業（助成金や職業訓練の助成などを運営する事業）に係る雇用保険料率（一般の事業の場合0.3%）が負担になります。

改定前（平成20年度確定保険料の計算に使用）

事業の種類	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般事業所	15.00 / 1000	9.00 / 1000	6.00 / 1000
農林水産業 清酒製造業	17.00 / 1000	10.00 / 1000	7.00 / 1000
建設業	18.00 / 1000	11.00 / 1000	7.00 / 1000



改定後（平成21年度概算保険料の計算に使用）

事業の種類	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般事業所	11.00 / 1000	7.00 / 1000	4.00 / 1000
農林水産業 清酒製造業	13.00 / 1000	8.00 / 1000	5.00 / 1000
建設業	14.00 / 1000	9.00 / 1000	5.00 / 1000

5. 安定した再就職へのインセンティブ強化

- 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件緩和・給付率が引き上げられました。（給付率：30%→40%又は50%）
- 就職困難者（障害者等）が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について対象範囲を拡大（年長フリーター層を追加）・給付率が引き上げられました。（給付率：30%→40%）

6. 育児休業給付の見直し

- 平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置（40%→50%）を当分の間延長されることになりました。
- 平成22年4月1日以降の育児休業開始者には、休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額が休業期間中に支給されることになりました。

7. 平成21年度から労働保険の年度更新の申告・納付時期がこれまでの4/1～5/20から6/1～7/10に変更されました。

以上、雇用保険法等について簡単に紹介させて頂きました。ご不明な点がございましたら、弊社担当者にお気軽にご相談ください。